

7

2007年

組合広報

NO. 487

よろこばれ 期待され 魅力ある

 東京都鍍金工業組合
 東京鍍金公害防止協同組合

URL <http://www.tmk.or.jp>

わたしの意見	速やかに情報の伝達を目指す 広報担当副理事長 神谷博行	1
役員会委員会	理事長日誌、組合・関連団体行事予定	2
	広報委員会 訃報	3
	都庁人事異動 新任局長等に挨拶	5
	東京都鍍金工業組合定款新条文	6
	全鍍連総会 新会長に鈴木喜代壽氏選出	14
	平成 19 年度全国めっき技術コンクール参加者募集	17
	全鍍連 鈴木会長 全鍍連運営方針等語る。	18
あなたの予定表	8 月の環研・協組集荷日程ほか	21
	第 10 回 11 支部親睦ゴルフ大会	22
	第 10 回 11 支部親睦ゴルフ大会・個人・団体戦の成績	24
	訓練校 6 月授業案内 中退共制度 組合本部夏期休暇	27
	暑中名刺広告	28
	ME T E C 出展募集案内	32
	都産業労働局「東京の中小企業の現状」発行、中退共案内	38
	亜鉛めっき部会総会 菊池会長再選	39
	東立石地区連合町会 葛飾防災音頭を企画制作	40
お気に入りの散歩道	立飲み展「味の笛」	41
	東京都中小企業の 5 月景況	
支部シリーズ	足立支部の巻「足立区生物園」 小島一浩(足立支部)	42
つつま恋坂	「妻の一言」 石川貞行(大田支部)	44
支部通信	中央支部、足立支部、連合青年部会	45
	中国語 これはなにかな? 「胶卷」	50

速やかに情報の伝達を目指す

広報担当副理事長 神谷博行



私は、平成 19 年、20 年度の広報担当副理事長を仰せつかりました。

新しく委員長に本所支部山田常任理事、副委員長に向島支部石田常任理事、西部支部西原常任理事を迎え、各支部より 1 名の委員の皆様と事務局、スザキ企画の 18 名で運営してまいりますので宜しくお願い申し上げます。

組合広報は毎月 1150 部発行され、本文 40 数ページ、広告 20 数ページの 60 数ページで構成されています。配布先は、全組合員をはじめ、官公庁、関連団体に情報の提供を行っています。紙面の内容としては、組合事業の実施状況や組合の対外的活動状況、会議の記録、組合事業所に関する情報を常に提供し、マンネリ化を防ぎ、見やすく、読みやすく、親しみ持てる紙面作りを目指してなお一層、創意工夫に努めてまいります。

今年度組合の情報としては、全鍍連が掲げる「環境との共生」地球規模で取り組まれている環境問題への取り組み、中でも土壤汚染問題では東京都や東京都議会などの関係者のご尽力により、土壤汚染対策関連予算が大幅に増額され、土壤汚染実態調査が行われます。

ほう素、ふっ素、亜鉛の排水規制に関しては暫定基準の延長による、技術の開発と実用化の検討。高等職業訓練校を中心に、高度な職業能力を有する人材、豊かな創造性を有する人材、困難な課題に果敢に挑戦する人材の育成、強化。技能検定制度を有効活用、資格獲得の普及・拡大。処理技術開発・促進として、クエン酸ニッケルめっきについての課題・問題点の解決、実用化への方策。公害防止協同組合は、シアン処理量も景気の回復で利用量を維持しています。しかし資材価格の値上がり、排水規制の強化、廃掃法の改正による事務所経費の増大に加えて設備の老朽化が進み経費が増加しており、厳しい経営になっています。

景気は好転していると言いますが、我々業界はいまだ感じられません。合わせてめっき金属材料の高騰による影響の方が強く、経営を圧迫しています。組合を中心に何か打開策を考えなくてはならないと思います。以上の情報を組合広報を通じて、速やかにお伝え致します。

組合広報も昭和 41 年に発刊以来、来年 8 月で 500 号となり、記念号を発刊致します。また、組合も再来年 120 周年を迎えます。記念誌の発刊もあり大変忙しくなります。今後も魅力ある組合広報誌を目指して頑張りますので、皆様のご意見、ご要望がございましたら各支部の広報委員にお申し出下さい。宜しくお願い申し上げます。

姫野理事長日誌



6月

2日(土)西部支部総会

3日(日)支部親睦ゴルフ大会現地地下見

5日(火)正副理事長会

6日(水)新旧正副理事長都庁挨拶回り

7日(木)広報委員会

8日(金)全鍍連打合せ

11日(火)日刊工業新聞社社長と会見

13日(水)関東鍍金研究会

15日(金)海老名家お通夜

16日(土)海老名家告別式

19日(火)各種団体協議会大西英男参院選候補決起集会

20日(水)東京都中小企業団体中央会

21日(木)関東鍍金工業厚生年金基金理事会

22日(金)支部統合会合

26日(金)亜鉛部会総会

29日(金)東京都中小企業団体中央会役員会

～組合・関連団体行事予定～

8月1日(水)正副理事長会

8月3日(金)技能教育委員会

8月7日(火)広報委員会

8月9日(木)十日会納涼会

8月13～15日(月～水)工組事務局公休日

8月15～17日(水～金)協組事務局公休日

8月22日(水)全鍍連技術委員会

8月28日(火)監事会

9月5日(水)正副理事長会・理事会

9月5～7日(水～金)SURTECH2007(幕張メッセ)

9月6日(木)環境委員会

9月26日(水)全鍍連北海道東北ブロック会議

10月2日(火)広報委員会

10月3日(水)正副理事長会

10月4日(木)環境委員会

10月4日(木)全鍍連関東甲信越静ブロック会議

10月11日(木)技能教育委員会
全鍍連環境対策三役会

10月12日(金)J E S 秋季大会

10月16日(火)訓練校工場見学会

10月17日(水)全鍍連近代化三役会

10月18日(木)全鍍連技術三役会

10月19日(金)全鍍連東海北陸ブロック会議

10月24日(水)全鍍連総務委員会

10月25・26日(木・金)第10回産業交流展

10月26日(金)全鍍連中国四国九州ブロック会議

11月7日(水)正副理事長会・理事会

11月16日(金)全鍍連近畿ブロック会議

11月22日(木)全鍍連第45回全国大会

工協組 第1回 広報委員会

新旧歓送迎会

と き 平成 19 年 6 月 7 日(木)
午後 6 時 30 分～
ところ 神田駿河台・山の上ホテル
出席者 姫野、神谷、山田、西原
内山、戸塚、板倉、石川
佐藤、鈴木、小島、広根
影山、野田、中嶋
前委員 半田、溝口、藤田、籠利
事務局 青木、小原、島田

冒頭、神谷副理事長は「今期より広報担当副理事長を務めさせて頂くことになったが、これまでと変わらず委員会に出席するのでよろしくお願いしたい。前委員の方には長年にわたりご協力を賜り感謝申し上げる。新しい委員の方もおり、後ほど自己紹介をお願いしたい」と開会の挨拶をした。



山田委員長は「昔委員を務めたことがあるが、今回委員長という大役を仰せつかった。広報は組合員のみなさんをはじめ、役所の方もご覧になっている。これから10年20年経つとあの時誰が何をしたか、広報に記録が残っているわけで大変重要なものである。組合のいろんな人の考え方を伝えて歴史を残していくことは大事であり、継続して出していきたい。まだ分からないことが多いが、ベテランの委員の方にはご協力をお願いしたい」と挨拶した。

はじめに神谷副理事長が広報編集方針、予算概要などを説明し、通常の議事に入った。



1. 広報6、7、8月号について

6月号は校正刷りにより内容を検討、7月号8月号は台割により掲載内容を検討した。7月号は神谷副理事長の私の意見をはじめ全鍍連総会、亜鉛部会総会等を掲載する。8月号は池田副理事長に私の意見をお願いするほか、新しい組合役員、委員等の顔写真集を中心に掲載する。

2. 年間委員会開催予定

委員会開催は原則隔月の第1週火曜日とし、次の通り決めた。

第2回:8月7日(暑気払兼ねる)、第3回:10月2日、第4回:12月4日、第5回:2月5日、第6回:4月1日

委員会終了後、前委員の方々に花束を贈呈した。姫野理事長は「前委員の方々には今日まで委員会をご協力をいただき感謝申し上げます。お疲れ様でした。今後委員会を離れても違った形でご協力をお願いしたい。組合運営の中でも重要な広報委員会であり、委員の方は出来るかぎり出席し充実した広報作りにご協力をお願いしたい。私も4期8年大村前理事長のもとで各委員会に出席してきたが、一つ自慢できることは、とにかく欠席しないことである。丁度20年前の平成元年に組合百周年記念事業を行ったが、いみじくも西原副委員長の父上が百周年誌の担当副理事長という巡り合わせがある。仕事が忙しいこともあると思うが、万難を排してご出席頂き、意見を述べ合って頂ければより親しんで頂ける広報が出来ると思う。たまたま愛知組合の五百号記念誌が送られてきた。愛知組合から東京組合の広報は素晴らしいとお褒めを頂き、是非委員会を見学させて頂きたいと今年2月に愛知組合役員の方が当委員会に見学

に来られた。五百号記念誌を見ると、東京の広報を参考にしているところも見られ、委員会見学が参考になったのではないと思う。新しい体制となりみなさんのご協力をお願い申しあげる」と挨拶した。

半田前副委員長は「私も4期8年常任理事、広報副委員長を務めさせて頂き、みなさんのご協力に感謝申し上げます。今期より西部支部から初めての理事長が出たということで嬉しく思うが、私は事情により退任しなければならなかった。後任には素晴らしい方が就いて頂いたので今後とも広報委員会を盛り上げて頂きたい」と述べて乾杯音頭をとった。

懇親会がなごやかに進むなか自己紹介がおこなわれた。最後に西原副委員長の閉会の挨拶、石田副委員長の三本締めにより歓送迎会を終了した。

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

板橋利次様(城西

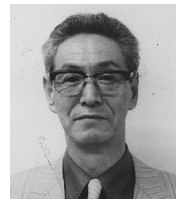
支部・(有)板橋鍍金工業所板橋典央社長のご尊父、組合相談役)

7月13日死去、81歳。

告別式は17日午前

11時から板橋区前野町の常楽院で行われた。喪主は典央氏。

板橋様は昭和51年度から組合本部理事、54年度から1期2年城西支部長、56年度から本部監事を務めた。昭和58年度から平成4年度まで常任理事、この間昭和60年度から平成4年度まで本部広報委員長を務め、組合運営に尽力された。



都庁人事異動 新任局長、部長等に挨拶

東京都は6月1日付で局長、部長、課長の人事異動を行い、組合の主要な窓口となる産業労働局長も交代された。東京都鍍金工業組合と東京鍍金公害防止協同組合は6月6日、姫野新理事長をはじめ、新しい執行部が東京都関係部局を訪ねて挨拶を交わした。

出席者は姫野正弘理事長、大村功作常任顧問理事、由田猛副理事長、川上洋一副理事長、八幡順一副理事長、志田和陽副理事長、神谷博行副理事長、池田敏則副理事長、青木治郎工組専務理事、小原俊幸協組専務理事。午前11時半に都庁に集合し、はじめに産業労働局を訪ね、佐藤広局長と面談、業界が抱える問題などについて意見交換するとともに、東京都のご指導ご支援をお願いした。午後からは環境局改善部を訪ね、環境局の吉川和夫局長と面談した。続いて福祉保健局、水道局、下水道局を訪ねて挨拶を交わした。

(写真上：佐藤産労局長、下：
吉川環境局長と面談)



東京都鍍金工業組合定款新条文

(変更箇所)

東京都鍍金工業組合の定款全文変更案が総代会(07.5.25)で決承認された。改正の要旨は、関係法令の改正趣旨に則ることと、支部統合に関連する個所やその他必要な見直し行い整備を図るものである。改めて新定款条文を掲載する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、めっき業の中小企業者及び協業組合の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、東京都鍍金工業組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、東京都の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都文京区湯島一丁目11番10号に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要あるときは、日刊工業新聞に掲載する。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) めっき業に関する指導及び教育

(2) めっき業に関する情報又は資料の収集及び提供

(3) めっき業に関する調査研究

2 本組合は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

(1) 組合員のためにする簡易分析器用試薬(毒劇物を含む。)の共同購買及び製造(試薬の小分)

(2) 組合員のためにする環境管理対策（排水分析、スラッジ分析、作業環境測定、土壤汚染物質の測定、めっき製品の評価試験）事業

(3) 前各号の事業に附帯する事業

3 本組合は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる事業者とする。

(1) 地区内において、めっき加工の事業を営む者

(2) 地区内において、めっき加工の事業を行う協業組合

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者(第21条第1項ただし書の承諾を得た者を除く。)は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第 12 条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
(脱退者の持分の払戻し)

第 14 条 組合員が脱退したときは、組合員の
本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の
総額より減少したときは、当該出資額から当該
減少額を各組合員の出資額に応じて減額した
額）を限度として持分を払い戻すものとする。
ただし、除名による場合は、その半額とする。

旧第 15 条(出資口数の減少) 新第 17 条へ

旧第 16 条(届出) 新第 18 条 4 項
へ

(使用料又は手数料)

第 15 条 本組合は、その行う事業について使
用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額
又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第 16 条 本組合は、その行う事業の費用（使
用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課すること
ができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法そ
の他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第 17 条 組合員は、次の各号の一に該当する
ときは、事業年度の終わりにおいてその出資口
数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき

(2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事
会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第 14 条（脱退
者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 18 条 本組合は、組合員名簿を作成し、各
組合員について次に掲げる事項を記載するもの
とする。

(1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名
称及びその代表者名並びに資本の額又は出資の
総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又
は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月
日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え
置くものとする。

3 組合員及び組合の債権者は、本組合に対して、
その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿
の閲覧又は謄写の請求をすることができる。こ
の場合においては、本組合は、正当な理由がな
いのこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、
7 日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名
称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変
更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃
止したとき

(過怠金)

第 19 条 本組合は、次の各号の一に該当する
組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を
課することができる。この場合において、本組
合は、その総代会の会日の 10 日前までに、そ

の組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第2号から第4号に掲げる行為のあった組合員

(2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

旧第20条 削る

旧第21条 削る

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）を閲覧又は謄写を請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

旧第22条(延滞金) 新第24条へ

第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第21条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であつて、本組合の承諾を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、4,000円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第24条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第25条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(持分の払戻しの特例)

第26条 出資をしている組合員が第21条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払戻しについては、第12条及び第14条の規定を準用する。

第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の定数)

第27条 役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 理事 41人以上 49人以内

(2) 監事 3人以上 5人以内

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第29条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については1人を超えることができない。ただし、監事については、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

(理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選出)

第30条 理事のうち1人を理事長、6人を副理事長、1人を専務理事、12人を常任理事とし、

理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第 31 条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総代会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 組合は、代表理事以外の理事に、副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第 32 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第 33 条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選任)

第 34 条 役員の選任は、総代会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者(以下「候補者」という)について行う。

3 推薦委員の定数は 11 人とする。(別表 2)推薦会議は、別表 2 に掲げる支部ごとと同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。

4 推薦委員は、前項の支部に属する組合員を代表するものとして当該支部に属する組合員の過

半数の承認を得て選出する。

5 推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の多数の賛成がなければならない。

6 第 1 項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総代会において出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2 人以上の理事又は監事を選任する場合にあつては、第 1 項の議決は、候補者を区分して行つてはならない。

8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(理事及び監事の報酬)

第 35 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(員外理事との責任限定契約)

第 36 条 本組合は、員外理事と中小企業団体の組織に関する法律(以下法という。)第 47 条第 2 項において準用する会社法第 427 条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。
2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載する事ができる額は 100 万円以内とする。

(顧問及び相談役)

第 37 条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 38 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第 39 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第 6 章 総会、総代会、理事会、委員会、部会及び支部

(総代会)

第 40 条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第 41 条 総代の定数は、55 人とする。(別表 1)

(総代の任期)

第 42 条 総代の任期は、2 年とする。

2 第 28 条第 2 項(役員の任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第 43 条 総代は、別表 1 に掲げる支部ごとに、同表に掲げる人数をその支部に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

第 44 条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は毎事業年度終了後 2 か月以内に、臨時総代会は必要あるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第 45 条 総代会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を、各総代に発してするものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 総代会において、役員の選任を行う場合には、第 1 項の通知書に第 34 条第 2 項の規定により推薦された候補者の氏名を記載しなければならない。

5 第 1 項までの規定に関わらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

第 46 条 総総代の 5 分の 1 以上の同意を得て

臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第 47 条 総代は、第 45 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は、1 人とする。

(総代会の議事)

第 48 条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第 49 条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第 50 条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。)の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 45 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第 51 条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第 52 条 総代会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 総代数及びその出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名

(6) 出席監事の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第 53 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

第 4 項 削る

(理事会の招集手続)

第 54 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第 55 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

旧第 54 条 (理事会の書面議決) 削る

(理事会の議決事項)

第 56 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総代会又は総会に提出する議案

(2) その他の業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第 57 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事の氏名

(5) 出席監事の氏名

(6) 出席組合員の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(9) 議事経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(11) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 組合員の請求を受けて招集されたものである

場合

④③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 組合が、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②①の事項の提案をした理事の氏名

③理事会の決議があったものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②理事会への報告を要しないものとされた日

③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名（総会の議決事項）

第 58 条 総会は、次の事項に限り議決することができる。

(1) 解散又は合併

(2) 非出資組合への移行

(3) 事業協同組合への組織変更

（総会の招集）

第 59 条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第 60 条 総会については、第 45 条（総代会招集の手続）、第 47 条（書面又は代理人による議決権の行使）、第 49 条（総代会の議長）、第 50 条（緊急議案）及び第 52 条（総代会の議事録）

の規定を準用する。この場合において第 47 条第 1 項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第 2 項中「1 人」とあるのは「4 人まで」と読み替えるものとする。

（委員会及び部会）

第 61 条 本組合は、その事業の執行に関し理事会の諮問機関として、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

（支 部）

第 62 条 本組合に別表 1 の支部をおく。

2 前項の支部の組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 会 計

（事業年度）

第 63 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（法定利益準備金）

第 64 条 本組合は、出資総額の 2 分 1 に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 66 条において同じ。）の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

（資本準備金）

第 65 条 本組合は、減資差益を資本準備金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第 66 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を越える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出にあてることができる。

（配当又は繰越し）

第 67 条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した

金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したもののから、第 64 条の規定による法定利益準備金及び前条の規定による特別積立金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 68 条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第 25 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 69 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 70 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき、退職給与を引当てるものとする。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 71 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第 9 章 附 則

(定款の変更)

第 72 条 本定款の変更は、総会又は総代会の特別議決を経て、かつ、東京都の認可を受けなければ変更することはできない。

(別表 1) 第 41 条、第 43 条、第 62 条関係
支部名称・地区及び総代定数

支部名	地 区	定数
城 東	江戸川区及び江東区の一部	5
城 西	板橋区、練馬区、豊島区新宿区、中野区、杉並区及び北区の一部、文京区の一部	6
城 南	品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区及び港区	7
大 田	大田区	7
城北	荒川区、及び北区の一部	5
中 央	中央区、千代田区、台東区及び文京区の一部	4
足 立	足立区	4
葛 飾	葛飾区	7
向 島	墨田区の一部	5
本 所	墨田区の旧本所及び江東区の一部	2
西部	東京都の区部以外の地区	3
合計		55

(別表 2) 第 34 条第 3 項 関係
支部及び地区並びに推薦委員定数

支部名	地 区	定数
城 東	江戸川区及び江東区の一部	1
城 西	板橋区、練馬区、豊島区新宿区、中野区、杉並区及び北区の一部、文京区の一部	1
城 南	品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区及び港区	1
大 田	大田区	1
城北	荒川区、及び北区の一部	1
中 央	中央区、千代田区、台東区及び文京区の一部	1
足 立	足立区	1
葛 飾	葛飾区	1
向 島	墨田区の一部	1
本 所	墨田区の旧本所及び江東区の一部	1
西部	東京都の区部以外の地区	1
合計		11

全鍍連総会

新会長に鈴木喜代壽氏選出

全国鍍金工業組合連合会(大村功作会長)は5月29日(火)午後1時半から港区芝公園の機械振興会館で理事会と併せて平成19年度通常総会を開催した。

姫野正弘総務委員長の司会により開会、先輩物故者へ黙とうを捧げ、吉田勇副会長は「今回は59回目の総会で来年は大きな節目となる。本日の総会は理事会と合わせて行うので協力をお願い申し上げます」と開会の挨拶をした。

主催者を代表して大村会長は「本日は理事、組合員みなさまにはお忙しいなかをご出席賜り厚くお礼申し上げます。わが国の景気は近年緩やかな回復基調にあるといわれるが、中小企業においては回復は弱く実感することができないのが実情ではないかと思う。このような中で我々めっき業界では原材料の高騰、環境問題等々、経営上難しい問題が山積している。金属材料ではニッケルが何倍にも高騰しているにもかかわらず、単価に転嫁できない問題がある。国家備蓄があり、備蓄の放出によって価格を下げるができないかという指摘があり、調査した結果ほとんど備蓄がないことが分かった。正副会長でこの問題を討議したが、なかなか良い結論が得られない。とりあえず新聞社を呼んで、我々の苦境を新聞に掲載して頂いて、読者のユーザーに訴え理解してもらえないかという案が出ている。また一昨年から土壌汚染問題で活動しているが、なかなかはっきりした結果が出ないまま、これからの課題となった。排水規制では昨年12月に亜鉛の2ppmが決まり、5年間の暫定基準を頂いたが、これも今後の研究課題である。また6月に期限切れになるほう素ふっ素等の暫定基準はお陰様でそのまま3年間の延長が決まった。

これも偏にみなさんのご支援ご協力の賜物であると感謝申し上げます。さて本総会では慎重なるご審議と円滑なる運営をお願い申し上げます」と挨拶した。

総会に先立って岸賞表彰が行われ、大阪府鍍金工業組合理事長・全鍍連常任理事の小池揚氏((株)金澤鍍金工業所社長)が受賞された。



(岸賞を受賞する小池氏)

小池氏の取り組んだ主な事業として、全鍍連の環境対策委員長(平成15～16年度)、技術委員長(平成17～18年度)及び大阪府組合理事長として、組合員の環境保全対策及びめっき技術向上、全国めっき技術コンクールの推進等の事業に献身的に尽力し、大きく貢献したことが発表された。

大村会長が議長となって議案の審議に入った。第1号議案「平成18年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書及び余剰金処分案」について布袋屋皓造専務理事が説明、三浦修市監事が監査報告を行い、拍手で承認された。続いて第2号議案「平成19年度事業計画案及び収支予算案」第3号議案「平成19年度経費賦課及び徴収方法」について原案通り承認された。

第4号議案「任期満了に伴う役員の改選」、5号議案「任期満了に伴う役員候補者

選考委員の改選」について、まず組合法改正に伴い員外監事1名を設置するため監事の定数を、従来の監事5人以上7人以内を5人以上8人以内へと「定款の変更」について審議し承認された。これを踏まえて役員改選を行い、選考委員による指名推薦の方法をとることとし、役員候補者選考委員会の島村周作委員長が選考経過を説明した。役員候補者名簿、役員候補者選考委員候補者名簿を発表し拍手で承認された。引き続き、理事会を開き、新会長に東北組合理事長の鈴木喜代壽氏をはじめ副会長、専務理事、常任理事、各委員会担当副会長、正副委員長、委員が選任され、再開した総会で発表、満場の拍手で承認された。

大村功作前会長は「平成17年度は全鍍連の健全なる運営を目指して財政再建と取組み総務委員会の意見を取り上げて正副会長、総務委員長と何度も検討を重ね、みなさんのご協力を賜った。お蔭様で無事財政再建を果たすことができた。また平成17年18年度は環境との共生ということで環境問題を中心に運営を進めた。特に地球に優しいものづくりと公害を出さないめっき

技術、薬品の開発等を産学官連携でお願いして開発していこうと各方面に要望してきた。みなさんのご指導ご協力があればこそこの2年間の活動であった。重ねてお礼申しあげる」と退任の挨拶をした。

鈴木喜代壽新会長は「会長のご指名を頂き、みなさんのお力添えを賜りながら全鍍連運営を進めていきたい。私は全鍍連理事として参加したのが昭和58年で、その時の組合員数は3,058社で従業員数は4万人を超えていた。高度成長期にあつて大変活況だった印象を持っている。今年4月1日の組合員数は1,766社、従業員数3万人を割ったということで、プラザ合意以来のグローバル化によりもの作りの国際分業が進んできた。国内から海外へばかりでなく、海外から国内にも入っており、我々もグローバル化の波にさらされている。厳しい環境にあつて廃業される組合員が年50~70社に及んでいる。大村会長のもとで環境委員会、国際委員会の担当副会長を務めさせて頂いた。環境委員会では昨年、環境省へ伺い小池百合子大臣と握手をさせて頂き、今年2月20日には若林大臣と挨拶を交し



た。袖振れ合うも多生の縁というが、私達業界にとって多くの人達のお力添えを頂きながら、大勢の従業員を抱え1人1人の生活を守るためにもみなさんと力を合わせて活動していきたい。お力添えをお願い申しあげる」と就任の挨拶をした。

本総会をもって役員を退任された方々に感謝状並びに記念品を贈呈した。

また、先の理事会で、前会長の大村功作氏を常任顧問・理事、元会長の島村周作氏、石井博氏、笹野不二夫氏を名誉顧問、元副会長の熊倉知三郎氏を顧問、元常任理事の入江宏氏、元理事の荒井亮治氏を相談役、元理事の山本勲氏、飯田日出温氏、間部健太郎氏、小林満氏を評議員に委嘱することを決定した旨の報告があり、宮阪東明副会長の閉会の辞で総会を終了した。

平成 19・20 年度全鍍連役員

会 長 鈴木喜代壽(東北)
副 会 長 吉田 勇(埼玉)
" 宮阪 東明(大阪)
" 清川 忠(福井)
" 笠間 則文(愛知)
" 姫野 正弘(東京)
専務理事 布袋屋皓造(員外)
常任理事 栗原 敏郎(神奈川)
" 難波 正義(岡山)
" 神谷 文吾(静岡)
" 由田 猛(東京)
" 川上 洋一(東京)
" 伊藤 豪(愛知)
" 御船 隆裕(九州)
" 寺内 攻二(大阪)
" 溝口 輝明(茨城)
" 八幡 順一(東京)
理 事
(北海道) 笹岡 裕
(東 北) 三浦 修市

(栃 木) 林 直昭
(群 馬) 光山 紘、赤穂好男
(埼 玉) 野口 武、仁科俊夫
(千 葉) 柴崎 三郎
(神奈川) 薄衣 敏則
(東 京) 大村 功作、志田和陽
池田 敏則、神谷博行
菊池 忠男、高倉利守
吉川 進
(山 梨) 田代 政明
(長 野) 中嶋 栄一
(新 潟) 井筒 昇
(静 岡) 松浪 通弘
(愛 知) 竹内 克弘、菅沼延之
(岐 阜) 津田 芳朗
(三 重) 藤川 勝彦
(富 山) 梅田ひろ美
(石 川) 西 登茂一
(京 都) 寺田 理、小林明洋
(大 阪) 渡邊 正勝、小池 揚
土井 昭忠、長坂廣道
森脇 隆、池田伸一
(兵 庫) 藤井 正隆
(広 島) 吉田 忠弘
(山 口) 東 佳範
(山 陰) 木下 義章
(四 国) 上村 豊
(九 州) 山田登三雄
監 事
高橋 至(東北)、栗本 豊彦(群馬)
平野普三雄(東京)、帰山 忠義(新潟)
小川 孫昭(愛知)、井田 義明(兵庫)
大目木康行(広島)、成田 博隆(員外)
役員候補者選考委員
島田 博雄(東北)、栗原敏郎(神奈川)
志田 和陽(東京)、田代 政明(山梨)
伊藤 豪(愛知)、小池 揚(大阪)
上村 豊(四国)、渡邊 正勝(大阪)
大村 功作(東京)

全鍍連委員会三役

委員会	総務	環境対策	技術	広報	国際	近代化
副会長	吉田 勇 (埼玉)	姫野正弘 (東京)	清川 忠 (福井)	宮阪東明 (大阪)	姫野正弘 (東京)	笠間則文 (愛知)
委員長	由田 猛 (東京)	神谷文吾 (静岡)	伊藤 豪 (愛知)	難波正義 (岡山)	栗原敏郎 (神奈川)	寺内攻二 (大阪)
副委員長	菅沼延之 (愛知)	川上洋一 (東京)	八幡順一 (東京)	神谷博行 (東京)	竹内克弘 (愛知)	野口 武 (埼玉)
	山田登三雄 (九州)	溝口輝明 (茨城)	中嶋栄一 (長野)	光山 紘 (群馬)	田代政明 (山梨)	藤井正隆 (兵庫)
	森脇 隆 (大阪)	池田伸一 (大阪)	長坂廣道 (大阪)	三浦修市 (東北)	志田和陽 (東京)	池田敏則 (東京)

みんなで参加しよう！

平成 19 年度全国めっき技術コンクール参加者募集

全国鍍金工業組合連合会は恒例の「全国めっき技術コンクール」の参加者を募集している。募集概要は次のとおり。

主 催 全国鍍金工業組合連合会

後 援 (予定)厚生労働省、東京都、中央職業能力開発協会、日刊工業新聞社

種 目 ①研磨ー装飾クロムめっき部門
②装飾クロムめっき部門 (注)無研磨
③亜鉛めっき部門 (注)無研磨

参 加 料 1 部門 1 口につき 1 万円(1 部門につき 3 口まで応募可)

(東鍍工組高等職業訓練校、大阪高等めっき技術訓練校の訓練生の参加料は 1 部門 1 口につき 7 千円)

申込締切 平成 19 年 8 月 3 日(金)

出品締切 平成 19 年 8 月 10 日(金)

入賞発表

&表彰式 (予定)平成 19 年 11 月 22 日(木)全鍍連第 45 回全国大会にて

(予定)厚生労働大臣賞

厚生労働省職業能力開発局長賞

中央職業能力開発協会会長賞

日刊工業新聞社賞

全国鍍金工業組合連合会会長賞

問合せ先 全国鍍金工業組合連合会 事務局／佐藤・山本(TEL03-3433-3855)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 206

全国鍍金工業組合連合会 鈴木喜代壽会長 —人づくりなど全鍍連運営方針等語る—

平成 19 年度通常総会(07.5.29)において、全国鍍金工業組合連合会の会長に就任した鈴木喜代壽会長が、今後の全鍍連運営に関して抱負等を語った(07.6.18)。

—全鍍連会長に就任されて今後の運営に対する抱負、当面する課題などについて聞かせて下さい—

私が会長になって、これまでと全く違うことをやるわけではなく、大村前会長の方針を継承し、全鍍連平成 19 年度の事業方針に沿って進めてまいります。グローバル化の進展や、国際分業化が進み、お客さんが海外展開しているところも多く、国内では自動車産業が好調ですが、国内めっきメーカーも愛知を中心に活発化し、九州地区でも盛んに投資が行われ、全体的に良さそうに見えますが、地方の組合には過疎の影響もあって厳しいところもあり地域格差が広がっており、将来を心配されている方も多くいます。

全鍍連は各地域の組合員の方が地域の行政と話し合い、色々な対策を行っています。がやはり国にお願いすることは全国組織の全鍍連を通じてしか出来ませんから各地域の方の意見を集約しながら反映させていきたいと思っています。

全鍍連の歴史をふり返れば、高度成長期に 3,000 社を超えていた組合員は、その後の経済情勢の変化により、平成 19 年 4 月 1 日現在、1,766 社となりました。しかし、電気めっき産業の重要性は、いささかも減じておらず、最近では、国が重要な基盤産業に指定されるなど我が国の製造業にとって欠かせないものとなっています。

一方、環境問題や経済のグローバル化、原材料費の上昇、技術の高度化など、全鍍



連が取り組むべき課題は枚挙にいとまがありません。これらに対処し、電気めっき産業を継承・発展させることが全鍍連の使命です。そのためには、組合員 1,700 余社、約 3 万人の従業員とその家族の存在、次の世代を担う「ひとづくり」の育成や将来世代の生活環境などを最優先させる経営姿勢を忘れてはなりません。これより先輩諸氏より授かった薫陶を胸に、組合員の皆さん、そして官学及び関連業界の皆様とともに協力しあいながら、諸課題に誠心誠意、取り組んでいく所存です。

特にいま目の前に環境問題があり、ほう素、ふっ素、窒素は今年 7 月から引続き暫定基準を頂きましたが、3 年後には同じようにはいかないと言われており、どういう形で対応出来るか、一番大きな課題となります。環境省から次の 3 年間ににおいてはこれまで以上の改善を進めるために、実効可能な計画の作成、専門家による技術的助言の実施、処理技術の開発などを実施し、産官学一体となってフォローアップにつとめるよう取り組みを求められています。

5 月のドイツのハイリゲンダムでの G 8

サミットで日本もEU、カナダと温暖化防止で二酸化炭素を 50%削減する話が出ました。かけがえのない地球を守るために二酸化炭素ばかりでなくあらゆる化学薬品に及んでくる時代を迎えたと認識しています。

環境問題や原材料の高騰を含めてこのことに対応する技術問題が大きな課題となっています。これまでのようなやり方ではなく、省資源を考えた循環型リサイクル生産システムへ動かざるを得ません。排水処理にしても凝集沈殿の一括処理より、これだけ原材料が上がってくると、資源を廃棄するのではなく、分別処理で再利用する時代を迎えました。資源問題は環境問題と平行して取り組んでいかないといけない。

－資材に関しては機材工、メーカーとの連携が必要ではないでしょうか－

先に機材工の総会で挨拶をさせていただきましたが、世の中で生きていくには多くの方のお力を借りしないとといけない。個々の企業で解決できない問題が多々あるわけお互いに手を携え協力し合うことが大切になります。関連団体の表面技術協会、機材工との関係は、技術的アドバンテージを高めるためには、必要不可欠です。めっきは省資源そのものの薄膜技術であるが、競争ということでは品質やコストが鍵になるだけに、アジア諸国との競争では生産技術の高度化ということでも機材工のお力をお借りして行きたい。

－全鍍連の役割は－

個々の企業がなし得ない問題、全国各地域で抱える問題点については、地域の組合が地域の行政と相談しながら対策を進めていますが、全国で捉えていかなければならない問題は、全国組織である全鍍連が国へ折衝の窓口になり、その問題の打開を図ります。

そのために、(1) 問題点のデータ収集を行います。全国一律ではありませんから、

地域間の条例の把握しなければなりません。(2) 問題解決のための技術上の課題を整理して示していく必要があります。(3) 国への陳情と調整を図る必要があります。この3つが全鍍連としての責務になります。

－取り組む課題は－

(1) 環境問題では、ほう素ふっ素、窒素、亜鉛の問題のほか、大気のVOC問題などがあります。土壤汚染問題では、汚染された土地取引の活性化を考えて法律が作られたというが、現実には弱小の企業に皺寄せがきています。特に昭和 46 年に水質汚濁防止法が出来ましたが、それ以前は法律や処理技術もなく、土地が汚染されたこともあり、それが事後法で一律に規制されました。汚染土壤を浄化する責務について行政側と話し合い、大きな負担とならないよう考えていかないといけないと思います。

環境省も土壤汚染対策法が施行され5年を迎えることから、この間浮かび上がってきた課題や法制定時に指摘された課題を整理検討することが必要な時期にきていることを考えておられ、土壤汚染に関する現状を把握し、それを踏まえて土壤汚染対策のあり方を検討する「土壤環境施策に関するあり方懇談会」を6月から立ち上げましたので、全鍍連からは環境対策委員会神谷文吾委員長が、懇談会委員として出席して頂いています。

この内容についても環境対策委員会を通じ報告していきます。

(2) 情報の共有として、いま全鍍連要覧やホームページ、全鍍連誌、愛知組合から電気めっきガイドを発行しており、そうした媒体を通じて幅広く情報を提供していきたい。

(3) いま原材料が値上がりしています。レアメタル危機といわれ異常に値上がりしている。レアメタルが手に入らず日本の産業が開業してはいるが休業に追い込まれかね

ない現実に直面しています。これからは省資源技術、資源循環型生産システムなど、排水処理でも分別処理に対応していかないとはいけないし、この辺の情報提供を考えていかないとはいけないと思います。

(4) 技術の高度化として、防錆、機能めっき分野の高度化が進むと思うが、これだけ材料が高くなると代替技術が出てくると思う。環境問題で有害性の低い薬品への取り組みが必要です。規制が厳しいふっ素が入っていない同等の効果がある薬品を含めて、有害性の低い薬品の情報の提供を進めていかないとはいけないと思います。

(5) 出来れば、めっき業界のビジョンの作成と取り組みたい。全鍍連は道標であり、わが国めっき業界が目指すべき方向性を示したい。1つはめっき産業では何が問題か、2つ目にめっき産業が目指すべき方向性ということで、2年に1度くらい簡便にまとめて会員に提供できれば、全鍍連は何をやっているのかと言われなくなると思う。

(6) 最後に人づくりと専門知識の涵養で、地方では難しく、東京組合の訓練校にも来れないので、全鍍連が実務者用テキストの作成、配布が出来ないかを取り組んでいきたいと思う。日本硬質クロム工業会もこのほどテキストを作ったが、めっき業界が各めっきガイド、排水処理、化学の基礎知識、或は品質上の各種試験といったことをまとめて提供できれば、全鍍連は必要な存在だねと末端の組合員の方に理解して頂けると思う。僕がたまたま山形で、学ぶ場所がなかっただけに余計にそう思うのかも知れない。いずれにしても私1人で出来ることではなく、執行役員、常設委員会と相談しながら一步一步取り組んで進めていきたいと思う。

世の中、「袖触れ合うも多生の縁」と言われますが、全てが人とのご縁で人生が積み上がって行きます。私自身これまで多くの

企業の協力会会長の拝命や、いろんな会合に積極的に参加し大勢の素晴らしい方々との出会いがあり、その中で思うのはコミュニケーションの大切さです。横のコミュニケーションはリアルタイムに入りますが、私が特に大切に思うのは縦のコミュニケーションです。これは両親はじめ恩師、お世話になった先人の方々のご恩を忘れず、感謝の心を失わないようにしなければと心して人生を歩むように努めております。

—最後に趣味をお願いします—

剣道、囲碁、ゴルフです。剣道は7段で、山形代表として国体はじめ全国大会へ数多く出場し、全国の剣士との試合を通じ交流があります。昭和60年に会社に道場を作り、朝夕稽古に励んでいます。剣道で流す汗はさわやかです。剣道を続ける理由は、人間色々な困難な問題に直面しても、剣道をやっていると克己心も湧き、仁義忠孝我に存すの心境を抱きます。囲碁は学生時代に習ったが、初段くらい。近間に囲碁をやる人が少なく余りやっていません。ゴルフは上手くないが、昨年から上手くなろうと志して今は一生懸命練習しています。全鍍連の有志のゴルフ会を昨年から始めていますが、全国規模にもっていきたいと思う。ゴルフも多くの交流があって良いですね。若いときに剣道で全国を武者修行しましたが、これからは史跡の見学やゴルフで全国を訪れたいと思います。

8月 あなたの予定表

日	曜	役員会・委員会他	環研集荷(ブロック長)	協 組 集 荷	メ モ
1	水	正副理事長会		城東支部	
2	木		大田支部	城北支部	
3	金	技能教育委員会		葛飾支部	
4	土				
5	日				
6	月		旧品川支部・大田支部	中央支部	
7	火	広報委員会		目黒・世田谷地区	
8	水		城南支部	足立支部	
9	木		城西支部	西部支部	十日会納涼会
10	金		城西支部・城北支部	葛飾支部	
11	土				
12	日				
13	月	工業組合事務局 夏期休暇			
14	火			品川地区	
15	水			城南処理センター	
16	木			夏季休暇	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月		中央支部・本所支部		
21	火			向島支部	
22	水		向島支部	本所支部	全鍍連技術委員会
23	木				
24	金		西部支部	葛飾支部	
25	土				
26	日				
27	月		城東支部・葛飾支部		
28	火	監事会		蒲田・大森地区	
29	水		葛飾支部	城西支部	
30	木				
31	金		足立支部	葛飾支部	

(役員会、委員会は変更する場合がありますので、本部からの通知をご確認下さい)

東鍍工組第 10 回 11 支部親睦ゴルフ大会 城南支部の高倉利守氏優勝

東京都鍍金工業組合第 10 回 11 支部親睦ゴルフ大会が 7 月 1 日(日)、富士レイクサイドカントリー倶楽部で、各支部組合員、材料協組の参加を得て、総勢 118 名で盛大に開催された。

朝 7 時 40 分開会式を行い、神谷博行実行委員の挨拶、高倉利守競技委員長からルール(新ペリアル方式)等の説明があり、記念撮影後、8 時からイン、アウトコースそれぞれ 4 人 1 組でスタートした。

午後 4 時 30 分、各組のプレーが終了しクラブハウスで成績発表とパーティを行った。遠藤清孝実行委員の司会により、はじめに実行委員長の姫野正弘理事長は「お蔭様で第 10 回を数えるゴルフ大会が大勢の参加を頂き盛大に開催できたこ

とを感謝申し上げる。10 回という記念すべき大会に日刊工業新聞社の千野社長に参加を頂き、10 周年を記念して日刊工業新聞社杯として優勝カップをご寄贈頂いた。継続は力なりといわれ、これから 15 年 20 年と続けていくために記念杯を寄贈して頂いた。全鍍連からは大村前会長の後を継いだ東北組合の鈴木会長が参加して頂き錦上花を添えて頂き、意義ある記念大会になった。本来なら間近に富士山を眺めることが出来たが、あいにくの天気となり残念である。なお、実行委員会のお骨折りにより 10 周年にふさわしく豪華な賞品を多数用意した。当富士レイクさんから多くの賞品をご寄贈を頂き、関東鍍金工業厚生年金基金はお蔭様



個人戦・団体戦の成績等は別掲のとおりで、個人戦では高倉利守氏(城南支部・明盛鍍金工業株)がベストグロスで優勝

最後に 副理事長が壇上に並んで一言
づつ挨拶し、大締めをして大会を終了し
た。



第10回 11 支部親睦ゴルフ大会・個人・団体戦の成績

順位	氏 名	支部	GS	HD	NET
1位	高倉 利守	城南	81	8.7	72.6
2位	志田 晴彦	大田	86	13.2	72.8
3位	岡 正典	西部	86	13.2	72.8
4位	石崎 利一	向島	85	12.0	73.0
5位	遠藤 清孝	城東	95	21.6	73.4
6位	高橋 利行	城西	88	14.4	73.6
7位	石川 芳英	足立	86	12.0	74.0
8位	戸塚 秀孝	城西	85	10.8	74.2
9位	鈴木喜代壽	全鍍連	84	9.6	74.4
10位	木村 壽	材料	83	8.4	74.6
11位	間部健一郎	中央	82	7.2	74.8
12位	葛西 康二	大田	93	18.0	75.0
13位	小倉 攻一	葛飾	87	12.0	75.0
14位	関根 利定	葛飾	97	21.6	75.4
15位	内田福太郎	材料	97	15.6	75.4
16位	豊田 金造	足立	101	25.2	75.8
17位	望月 英彦	大田	89	13.2	75.8
18位	内藤 喜達	大田	100	24.0	76.0
19位	横山 幹夫	西部	87	10.8	76.2
20位	高村 昌利	西部	86	9.6	76.4
21位	岩井 孝之	向島	110	33.6	76.4
22位	篠崎 賢吾	向島	103	26.4	76.6
23位	内藤 隆夫	大田	91	14.4	76.6
24位	斉藤 和久	城北	90	13.2	76.8
25位	太田 幸一	葛飾	102	25.2	76.8
26位	横尾 成郎	城西	83	6.0	77.0
27位	狐塚 保之	葛飾	100	22.8	77.2
28位	大沢 俊孝	大田	94	16.8	77.2
29位	磯村 博明	足立	94	16.8	77.2
30位	大和田昌宏	城北	100	22.8	77.2
31位	姫野 郁江	西部	93	15.6	77.4
32位	西原 敬一	西部	105	27.6	77.4
33位	間部 憲司	中央	99	21.6	77.4
34位	小澤 雅良	足立	98	20.4	77.6
35位	大村 功作	城南	109	31.2	77.8
36位	山下 陽右	西部	102	24.0	78.0



(千野新聞社社長から優勝杯を受ける高倉氏)

37位	原口 哲洋	足立
38位	平野 尚美	城北
39位	田中 秀和	城西
40位	渡辺 健一	城西
41位	渡辺 猛宏	大田
42位	稲田 晴喜	西部
43位	鈴木 厚生	材料
44位	兼子 雅章	西部
45位	上村 福子	材料
46位	太田 夢一	葛飾
47位	安西健一郎	本所
48位	矢野 尚武	葛飾
49位	並木 秀幸	城南
50位	西山 雅憲	材料
51位	小山 六郎	材料
52位	由田 猛	城西
53位	大内 源司	西部
54位	石川 英孝	葛飾
55位	島村 一男	西部
56位	石川 茂夫	本所
57位	上市 孝志	材料
58位	小夫家義一	大田
59位	岩井 春治	向島
60位	斉藤 弘	中央
61位	石川 輝夫	葛飾
62位	小松 康宏	材料

63位 上原 裕司 城北
 64位 平野普三雄 城北
 65位 中澤 敏明 城南
 66位 菅野 勝靖 城南
 67位 谷口 光洋 城南
 68位 佐久間隆太郎 向島
 69位 藤沼 靖智 向島
 70位 小口順一郎 大田
 71位 新井 浩二 城西
 72位 広根 淳一 葛飾
 73位 寺内 倉治 葛飾
 74位 姫野 正弘 西部
 75位 今泉 好隆 城北
 76位 佐久間栄子 向島
 77位 間宮 勝 材料
 78位 石田 義勝 城西
 79位 斉藤 功 中央
 80位 杉江 一郎 向島
 81位 遠藤 典夫 城東
 82位 佐藤 富幸 大田
 83位 角田 洋久 西部
 84位 伏原 明人 城南
 85位 千野 俊猛 新聞
 86位 川上 洋一 大田
 87位 石田 昌久 向島
 88位 梅田伊三夫 材料
 89位 小澤 栄男 足立
 90位 長谷川 巧 材料
 91位 山田英佐夫 本所
 92位 宮川 容子 大田
 93位 半田 實 西部
 94位 江原 一美 大田
 95位 田代 政明 西部
 96位 中田 充彦 葛飾
 97位 鈴木 道雄 西部
 98位 八幡 義一 城東
 99位 野田 光昭 本所
 100位 柴田 徹 葛飾
 101位 永安 裕之 城西

102位 小谷野英勝 城南
 103位 藤田 嘉雄 城南
 104位 小澤 陽子 足立
 105位 若山 満 城南
 106位 八幡 順一 城東
 107位 二木 一郎 材料
 108位 岡本 博司 本所
 109位 神谷 博行 葛飾
 110位 坪井 孝 中央
 111位 楠木 正澄 材料
 112位 野澤 宗司 足立
 113位 野上 敬 城北
 114位 志田 和陽 大田
 115位 永田 一雄 足立
 116位 栢木 浩行 材料
 117位 池田 潤一 大田
 118位 小嶋 摂郎 中央

団体戦結果(上位8名の合計スコア)



(団体優勝の佐藤大田支部長)

優勝	大田支部	611.40
2位	西部支部	615.20
3位	葛飾支部	622.00
4位	城西支部	623.80
5位	城北支部	624.20
6位	向島支部	628.60
7位	足立支部	632.00
8位	城南支部	640.80
9位	中央支部	644.80
10位	城東・本所支部	650.60

ベストグロス賞 高倉利守(城南)
レディース優勝 姫野郁江(西部)
シニア優勝 木村 壽(材料)
ニアピン賞
 遠藤清孝(城東)、関根利定(葛飾)
 豊田金造(足立)、磯村博明(足立)
 島村一男(西部)、佐久間隆太郎(向島)
 斎藤 功(中央)、遠藤典夫(城東)

ドラコン賞
 太田幸一(葛飾)、間部健一郎(中央)
 姫野郁江(西部)、上市 孝志(材料)
 杉江一郎(向島)、千野 俊猛(新聞)
 宮川容子(大田)

ドラ短賞
 斉藤和久(城北)、太田孝一(葛飾)
 由田 猛(城西)、寺内倉治(葛飾)
 楠木正澄(材料)、野澤宗司(足立)
 志田和陽(大田)

姫野理事長賞 佐久間栄子(向島)
大村常任顧問理事賞 山下陽右(西部)
由田副理事長賞 大内源司(西部)
川上副理事長賞 小澤栄男(足立)
八幡副理事長賞 岡本博司(本所)
志田副理事長賞 栢木浩行(材料)
神谷副理事長賞 野澤宗司(足立)
池田副理事長賞 内藤喜達(大田)

元気で賞
 関根利定(葛飾)、篠崎賢吾(向島)
 横尾成郎(城西)、太田孝一(葛飾)
 岩井春治(向島)、小夫家義一(大田)
 寺内倉治(葛飾)、小口順一郎(大田)

平成 19 年度 11 支部親睦ゴルフ大会収支報告

開催場所:富士レイクサイドカントリー倶楽部

収入の部		支出の部	
前回繰越金	15,158 円	パーティー費計	391,500 円
会費 6,000 円×114 名	684,000 円	(料理)	241,500 円
(寄付金)		(飲み物)	150,000 円
正副理事長 10,000 円×7 名	70,000 円	賞品代計	581,693 円
常任顧問理事	10,000 円	(各順位賞品)	436,751 円
各支部より 10,000 円×11 支部	110,000 円	(参加賞)	144,942 円
参加材料協同組合・組合員他	48,000 円	その他計	103,965 円
日本鍍金材料協同組合	20,000 円	(チップ代)	29,000 円
関東めつき健康保険組合	10,000 円	(写真代)	20,000 円
関東鍍金工業厚生年金基金	10,000 円	(雑費・つまみ)	20,000 円
東京都鍍金工業組合	50,000 円	(ウエイティング飲料)	30,000 円
東京鍍金公害防止協同組合	50,000 円	予備費	4,965 円
合計	1,077,158 円	合計	1,077,158 円

8 月 高等職業訓練校授業案内

授業日(火・金) 授業時間(A:14:00～17:00 B:17:00～20:00)				
日	曜	時	科 目	内 容(予 定)
3	金	A	硬質めっき② (めっき法)	N i 系合金めっき、気相めっきの条件と特徴など。 武蔵工業大学名誉教授 星野重夫
		B	無機化学① (電気化学)	めっき技術における無機化学 (地独)東京都立産業技術研修センター 土井 正
7	火	A	金属・非金属材料① (材料)	めっきと関連する金属・非金属材料についての概説 明星大学 機械システム工学教授 石井友之
		B	無機化学① (電気化学)	めっき液の仕組、作業工程の考え方 (地独)東京都立産業技術研修センター 土井 正
21	火	A	金属・非金属材料② (材料)	めっき用金属・非金属材料の概論、諸性質について 明星大学 機械システム工学教授 石井友之
		B	銅めっき① (めっき法)	硫酸銅めっき、調製、作業条件、管理、析出物性質、不良対策等。 (株)金属化工技術研究所 山本良雄
24	金	A	金属・非金属材料③ (材料)	めっき用金属・非金属材料の概論、諸性質について 明星大学 機械システム工学教授 石井友之
		B	銅めっき② (めっき法)	直接硫酸銅めっき、ホウ弗化銅めっき、シアン化銅めっき、調製、 作業条件。(株)金属化工技術研究所 山本良雄
28	火	A	貴金属めっき① (めっき法)	貴金属の分類・特徴・諸性質、貴金属めっきの化学、電着機構等 元デグサジャパン(株) 村楨 利弘
		B	銅めっき③ (めっき法)	ピロリン酸銅めっき、組成及び作業条件、トラブル対策 (株)金属化工技術研究所 山本良雄
31	金	A	貴金属めっき② (めっき法)	装飾用金めっき、カラーゴールドの分類種類、他の貴金属めっき 等。元デグサジャパン(株) 村楨 利弘
		B	設備管理 (生産工学概論)	対流と噴流、ろ過の原理、活性炭処理、ろ布の特性 日本フィルター(株) テクニカルセンター 和田泰一

適格退職年金制度から 中退共制度へ移行ができます

適格年金資産の全額を移換できるので中退共がいま注目です！

- ☆ 国からの掛金増額助成が受けられます。
- ☆ 中退共では移行時と加入後の事務手数料は不要です。
- ☆ 掛金は全額非課税です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6

中小企業退職金共済事業本部 (中退共)
TEL 03-3436-0151(代表)

組合本部事務局夏期休暇

東京都鍍金工業組合

8月13日・14日・15日(月～水)

東京鍍金公害防止協同組合

8月15日・16日・17日(水～金)

東京都鍍金工業組合	姫野 正弘
東京鍍金公害防止協同組合	姫野 正弘
北海道鍍金工業組合	笹岡 裕
東北表面処理工業組合	鈴木喜代壽
茨城県鍍金工業組合	溝口 輝明
栃木県鍍金工業組合	林 直昭
群馬県鍍金工業組合	光山 紘
埼玉県鍍金工業組合	吉田 勇
千葉県鍍金工業組合	柴崎 三郎
神奈川県メッキ工業組合	栗原 敏郎
山梨県鍍金工業組合	田代 政明
長野県鍍金工業組合	中嶋 栄一
新潟県鍍金工業組合	井筒 昇
静岡県鍍金工業組合	神谷 文吾
愛知県鍍金工業組合	伊藤 豪
岐阜県鍍金工業組合	津田 芳朗
三重県鍍金工業組合	藤川 勝彦
富山県鍍金工業組合	梅田ひろ美
石川県鍍金工業組合	西 登茂一
福井県表面処理工業組合	清川 忠
京都府鍍金工業組合	寺田 理
大阪府鍍金工業組合	宮阪 東明
兵庫県鍍金工業組合	藤井 正隆
岡山県鍍金工業組合	難波 正義
広島県鍍金工業組合	吉田 忠弘
山口県鍍金工業組合	東 佳範
山陰地区鍍金工業組合	木下 義章
四国鍍金工業組合	上村 豊
九州めっき工業組合	御舩 隆裕



明けましておめでとうございます



東京都鍍金工業組合・東京鍍金公害防止協同組合

理事長 姫野正弘 副理事長 八幡順一
常任顧問理事 大村功作 副理事長 志田和陽
副理事長 由田 猛 副理事長 神谷博行
副理事長 川上洋一 副理事長 池田敏則

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-11-10 TEL03(3814)5621

KDK 京王電化工業株式会社

代表取締役 姫野 正弘
〒182-0021 東京都調布市調布ヶ丘 3-6-1
TEL0424(83)1900
山梨営業所 山梨県大月市大月町真木 42-4

株式会社 都南ビーピー

代表取締役 大村 功作

本社 東京都目黒区上目黒 4-5-1
〒153-0051 TEL03(3719)8221 FAX03(3760)9027
工場 東京都目黒区鷹番 1-1-12
東京都大田区中央 7-16-3

株式会社 協和

代表取締役社長 由田 猛

本社 東京都豊島区東池袋 1丁目 7番 12号(日産ビル)
〒170-0013 TEL03(3986)1591(代) FAX03(3988)8923
工場 高崎第1・高崎第2・川越・シンガポール
マレーシア・タイ・中国

合資会社東亜鍍金工場

代表社員 川上 洋一

〒146-0093 東京都大田区矢口 2丁目 32番 7号
TEL03(3759)3446(代)~8
FAX03(3759)3448

八幡鍍金工業株式会社

代表取締役 八幡 順一

本社 東京都江戸川区平井 5丁目 20番 9号
〒132-0035 TEL03(3617)7707 FAX03(3617)7709
篠崎工場 東京都江戸川区篠崎町 3丁目 33番 11号
〒133-0061 TEL03(3670)2120 FAX03(3670)2062

有限会社大森広尾鍍金工場

専務取締役 志田 和陽

〒143-0014 東京都大田区大森中 1丁目 11番 5号
TEL03(3761)4946
FAX03(3761)4991

神谷電化工業株式会社

代表取締役 神谷 博行

〒124-0012 東京都葛飾区立石 2-18-8
TEL03(3695)1304
FAX03(3695)1346

株式会社 進光舎鍍金

代表取締役 池田 敏則

〒131-0041 東京都墨田区八広 4-42-7
TEL03(3612)6975
FAX03(3612)6945

有限会社 朝日鍍金工場 代表取締役 遠藤 清 専務取締役 遠藤清孝 〒132-0025 東京都江戸川区松江4-20-11 TEL 03(3653)3431 FAX 03(3652)2225	株式会社 旭電化研究所 代表取締役 溝口 昌範 和光工場 埼玉県和光市白子2-28-8 〒351-0101 TEL048(461)2130 FAX048(466)5200 立川工場 東京都立川市一番町4-22-5 〒190-0033 TEL042(520)1772 042(520)1712
株式会社 歓 鍍 金 代表取締役 中澤 敏明 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-34-2 TEL 03(3441)4910 FAX 03(3441)4640	東京都鍍金工業組合 (新)城南支部 支 部 長 藤田 直人 副支部長 若山 満 副支部長 小谷野英勝 副支部長 原 清一 役 員 一同 〒142-0064 城南連合支部事務局 品川区小山4-2-4 TEL 03(3785)0078 FAX 03(3788)1678
藤田鍍金工業株式会社 代表取締役 藤田 直人 〒140-0004 東京都品川区南品川4-17-16 TEL 03(3474)3563 FAX 03(3474)3548	明盛鍍金工業株式会社 代表取締役 高倉 利守 〒141-0033 東京都品川区西品川1-10-14 TEL 03(3491)9935 FAX 03(3779)2671
木村鍍金工業株式会社 代表取締役 木村 秀利 〒153-0064 東京都目黒区下目黒2-12-3 TEL 03(3491)7653 FAX 03(3491)4074	 株式会社 トーテック 代表取締役 小谷野 英勝 本 社 東京都目黒区下目黒2丁目13番7号 〒153-0064 TEL03(3493)0231 FAX03(3779)5296 千葉事業所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-50 東庄工業団地 〒289-0623 TEL0478(87)1120 FAX0478(87)1018
有限会社 伊豆鍍金工業所 取締役 原 清一 〒141-0031 東京都品川区西五反田7-5-1 TEL 03(3493)0308(代) FAX 03(3491)8795	東京都鍍金工業組合 大田支部 支 部 長 佐藤 富幸 副支部長 金子 俊明 副支部長 池谷 純一 副支部長 池田 潤一 副支部長 宮川 容子 役 員 一同 〒142-0064 城南連合支部事務局 品川区小山4-2-4 TEL 03(3785)0078 FAX 03(3788)1678

新日東電化協業組合 理事長 鈴木 徳一 〒143-0003 東京都大田区京浜島2-2-1 TEL03(3790)2321 FAX03(3790)2327 URL:www.threeweb.ad.jp/~snd	 株式会社 大崎金属 ISO9001&14001 認証取得 〒144-0033 東京都大田区東糀谷6-3-1 TEL03(3744)8200 FAX03(3745)4841
平和工業株式会社 代表取締役 内藤 雅文 本 社 東京都大田区京浜島2丁目2番4号 〒143-0003 TEL03(3790)1031(代) FAX03(3790)2828	大森クローム工業株式会社 取締役社長 小口順一郎 本社工場 東京都大田区大森西1-1-3 〒143-0015 TEL03(3761)3101 FAX03(3761)3040 URL:http://www.ohmori-cr.co.jp
東京都鍍金工業組合 城北支部 支 部 長 今泉 好隆 副支部長 大和田昌宏 副支部長 高松 俊和 副支部長 田村 卓也 副支部長 野上 敬 役員 一同 〒116-0001 東京都荒川区町屋 4-13-5 TEL 03(3895)8681 FAX 03(3892)0725	株式会社 篠根鍍金 代表取締役 篠根 健一 本 社 東京都荒川区東尾久2丁目9番1号 〒116-0012 TEL&FAX03(3895)1759 工 場 埼玉県草加市稲荷2丁目12番6号 〒340-0003 TEL0489(31)7675 FAX0489(31)2407
有限会社 平野メッキ工場 代表取締役 平野普三雄 〒116-0012 東京都荒川区東尾久2-3-7 TEL03(3895)5902 FAX03(3809)1966 三郷工場 埼玉県三郷市彦江1-71-1 〒341-0058 TEL048(953)2301 FAX048(953)2302	野上化学工業株式会社 野上 敬 野上 悟 〒114-0012 東京都北区田端新町1-11-13 TEL03(3894)5195 FAX03(3800)5195 東京工場・名古屋工場・羽生工場
有限会社 上原メッキ工業 代表取締役 上原 裕司 〒334-0063 埼玉県川口市東本郷764-8 TEL048-282-1590 FAX048-282-3567 E-mail:hiroshiu@muh.biglobe.ne.jp	東京都鍍金工業組合 中央支部 役員一同 〒111-0051 東京都台東区蔵前4-29-2 TEL03(3851)9059(有斎藤鍍金工場) FAX03(3861)0832

有限会社 斎藤鍍金工場 代表取締役 斎藤 功 〒111-0051 東京都台東区蔵前4-29-2 TEL03(3851)9059 FAX03(3861)0832	株式会社小嶋メッキ工業所 代表取締役社長 小嶋 摂郎 〒111-0053 東京都台東区浅草橋5丁目10番10号 TEL03(3851)5870 FAX03(3851)5882
東京都鍍金工業組合 足立支部 常任理事 永田 一雄 支 部 長 細井 碧 副支部長 豊田 金造 副支部長 橋本 英雄 副支部長 磯村 博明 副支部長 石川 芳英 〒123-0852 東京都足立区関原2-1-5(南大出電鍍工業所内) TEL03(3849)1496 FAX03(3849)1497	株式会社 梅田鍍金工業所 代表取締役 永田 一雄 〒123-0851 東京都足立区梅田3-16-1 TEL03(3880)1271 FAX03(3889)8530 k-nagata@pl-umeda.co.jp
太田鍍金工業株式会社 代表取締役 太田 寿一 〒124-0014 東京都葛飾区東四つ木2-10-17 TEL03(3692)4560 FAX03(3693)0020	株式会社八神化学工業所 代表取締役社長 永田 吉輝 〒123-0856 東京都足立区本木西町8-25 TEL03(3890)4236 FAX03(3890)4238
葛飾硬質クローム株式会社 代表取締役 広根 淳一 〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋3-24-14 TEL 03(3602)6561 FAX 03(3602)6563	有限会社 亜鉛鍍金工業西谷 回転アエンメッキ専門 代表取締役 西谷 幸一 〒124-0025 東京都葛飾区西新小岩5丁目26番6号 TEL03(3697)1484 FAX03(3697)3593
東京都鍍金工業組合 向島支部 支 部 長 石崎 利一 副支部長 坂井 正廣 副支部長 小篠 滋 副支部長 深田 稔 役員 一同 〒131-0043 東京都墨田区立花5-17-17 TEL03(3617)5779 FAX03(3614)5653	新 東 株式会社 代表取締役 石田 昌久 〒131-0043 東京都墨田区立花5-8-2 TEL03(3611)8251 FAX03(3617)7102 Eメール:Shinto@mekki.co.jp URL:http://www.mekki.co.jp

東京都鍍金工業組合 本所支部 支 部 長 山田英佐夫 副支部長 岡本 博司 副支部長 酒巻 正明 副支部長 安西健一郎 〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋 3-10-9(株東電工舎) TEL03(3622)8111 FAX03(3622)8107	ノダプレーティング 野田 光昭 〒130-0021 東京都墨田区緑 4-20-16 TEL 03(3634)6661 FAX 03(3634)6662
有限会社半田鍍金工業所 代表取締役 半田 實 〒189-0011 東京都東村山市恩多町 5-43-14 TEL042(393)0960 FAX042(398)1977	東京都鍍金工業組合 西部支部 支 部 長 柴 太 副支部長 池田正明 役員一同 〒184-0004 東京都小金井市本町 1-7-1 SS ビル TEL042(384)4718 FAX042(382)8195
株式会社精密電化工業所 代表取締役社長 大内 源司 代表取締役専務 西村 福司 〒196-0021 東京都昭島市武蔵野 3-2-27 TEL 042(541)2250 FAX 042(541)0894	ニシハラ理工株式会社 代表取締役 西原 敬一 本社・武蔵村山工場 東京都武蔵村山市伊奈平 2-1-1 〒208-0023 TEL042(560)4011 FAX042(560)4044 狭山工場 埼玉県入間市狭山ヶ原 108 〒358-0032 TEL04(2934)6116 FAX04(2934)4640 佐賀工場 佐賀県三養基郡上峰町堤 2100-34 〒849-0124 TEL0952(53)1215 FAX0952(53)1210
高砂電鍍工業株式会社 代表取締役 高村 昌利 〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1972 TEL042(341)3380 FAX042(343)4582 URL:http://www.takasagodento.com	 株式会社 杉並化学 代表取締役 角田 洋久 〒196-0021 東京都昭島市武蔵野 2-9-9 TEL042(544)1578 FAX042(544)3415
株式会社 吉崎メッキ化工所 代表取締役 吉崎 一紘 〒190-0033 東京都立川市一番町 4-73-3 TEL042(531)1242 FAX042(531)6734 http://www.yoshizaki-mekki.co.jp info@yoshizaki-mekki.co.jp	東京都鍍金工業組合 亜鉛めっき部会 会 長 菊池 忠男 副会長 遠藤 清 副会長 半田 實 副会長 中村 昭人 副会長 内山 昇 役員 一同 〒113-0034 東京都文京区湯島 1-11-10 TEL03(3814)5621 FAX03(3816)6166

M E T E C ' 0 8 第 37 回表面処理材料総合展 出展案内

会期：2008 年 2 月 13 日(水)～15 日(金)10:00～17:00

会場：東京ビックサイト(東京国際展示場)東 6 ホール

主催：日本鍍金材料協同組合

(株)ICS コンベンションデザイン

協賛：全国鍍金工業組合連合会

出展分野：

- 1.表面処理薬品・材料・装置関係
- 2.表面処理製品・加工技術関係
- 3.表面処理関係の試験・検査・研究用機器・機材関係
- 4.その他表面処理に関するもの

出展募集要項:

出展料：320,000 円(消費税別)／1 小間

小間仕様：1 小間 9m²(間口 3m×奥行き 3m×高さ 2.7m)

スペースと隣接小間仕切りパネル

申込み：「出展申込書」に必要事項を記入の上、事務局宛 F A X にて

申込締切日：2007 年 10 月 31 日(水)

申込先：METEC 実行委員会事務局

(株)ICS コンベンションデザイン内

〒101-8449 千代田区神田錦町 3-24 住友商事神保町ビル

Tel03-3219-3564 FAX03-3292-1813

東京都産業労働局

「東京の中小企業の現状」 (製造業編) 発行

東京都産業労働局は、このほど中小企業の現状に関する調査報告書、平成 18 年度「東京の中小企業の現状(製造業編)」を発行した。報告書では、第 I 編の経営実態の結果から得られた企業行動の特徴を第 II 編のテーマ分析で掘り下げて分析、製造業編としては、これまで毎年発行していた「東京都中小企業経営白書」から通算して 3 年ぶり 6 回目の発行となる。報告書のポイントは次の通り。

I 都内製造業の現状と実態～事業所数減少の中で明るい芽は?～

経常利益率が高い企業は、オンリーワン技術・製品がある企業、人材の質が高い企業、「近接している」ことを特段、得意先との取引理由としていない企業
テーマ分析

II-1 イノベーション活動の現状～高利益率企業はオンリーワン技術を保有～

開発機能を持つ企業割合は徐々に増加し 27.3%、かつ利益率が高い。大学の技術情報をヒントにする企業、産学連携実施企業は利益率が高い。知的財産は取得後の活用、取得・維持費用の高さが課題。

II-2 人材育成～高利益率企業は人材の能力が高い～

不足感のある若手従業員は、「質」の不足が 6 割超、「量」の不足も 4 割超。(従業者 10 人以上の企業)、団塊世代の退職により技術・技能継承に「今後影響が出てくる」は約 3 割、従業者に関し課題としている能力は、経営・マネジメント能力や製品開発能力。人材育成の手法は OJT が 5 割、「必要だが行っていない」も約 25%。

II-3 取引・立地の広域化～高利益率企業

は、得意先との「近接」を特段の要因としていない～

都内立地には利点があるが、都外への工場流出により立地が広域化している。同一地域内取引が減少し、取引が広域化。東京の集積のメリットは、製造加工向けから情報収集向けへと変貌。

問い合わせ先 産業労働局商工部調整課
電話 03-5320-4635

中退共は適格年金からの移行先です

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、中小企業で働く従業員のための外部積み立て型の国の退職金制度です。適格年金制度は、平成 24 年 3 月 31 日までに他の年金制度等に移行するなどの対応が必要です。中退共制度へ移行する際、適格年金資産の全額を移換することができます。

<事業主のメリット>

- ☆ 退職金の管理が簡単です。
- ☆ 移行時に積立不足の解消は不要です。
- ☆ 中退共では、移行時と加入後の事務手数料は不要です。
- ☆ 掛金は全額非課税です。
- ☆ 加入後、掛金(18,000 円以下)を増額した場合、増額分の 1/3 を 1 年間助成します。

<従業員のメリット>

- ☆ 退職一時金の制度なので 60 歳以下でも退職金を受け取れます。
- ☆ 退職所得として、税法上優遇されます。
- ☆ 転職した場合、前の企業での掛金納付実績を通算できます。

<お問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 〒105-8077 東京都港区芝公園 1-7-6
中小企業退職金共済事業本部(中退共)
TEL 03-3436-0151(代表)
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

■亜鉛めっき部会

総会 菊池会長を再選

東京都鍍金工業組合亜鉛めっき部会(菊池忠男会長)は6月26日(火)午後6時30分から上野池之端の伊豆栄本店で会員23名が出席して通常総会を開催した。

半田實副会長の司会により菊池忠男会長は「来賓として姫野新理事長が見えているので亜鉛部会発足の経緯を紹介したい。昭和45年、当時の八幡副理事長が亜鉛めっきはシアン、クロムの両方を処理しなければならず大変だと、亜鉛めっき業者を集めて講習会、研修会、情報交換が出来る会を作ったかどうかと、発起人を集めて昭和46年3月に設立、会員203社でスタートした。現在45社となったが、30数年にわたり活動を続けている。八幡初代会長は亜鉛をやっていなかったが、発案者として会長となった。毎年の行事は固まってきたが、親睦を中心としながら工業組合と連携して講習会を行い、大勢の参加を頂き、亜鉛部会ここにありという存在となっている。その都度会員を募集しているが、中々入会までに至っていない。このたびは姫野理事長の会社が西支部に入会して頂き感謝申しあげる。今年も見学会、納涼会、講習会を企画実行して亜鉛部会を盛り上げていきたい。ご協力をお願い申しあげる」と挨拶した。

議長に野上榮一前会長を選出して議事に入った。平成18年度事業報告を内山昇副会長、会計報告を海野吉正会計、会計監査報告を西谷幸一監査が行い、承認

された。続いて平成19年度事業計画案、収支予算案が原案通り承認された。

役員改選について海野会計が選考経過を説明するとともに、菊池会長にもう1期続投して頂きたいとはかり承認された。最後に遠藤清副会長が閉会の辞で総会を終了した。

二部懇親会は中村昭人副会長の司会により菊池会長は「今期私は工業組合常任理事に返り咲き、環境委員長を仰せつかった。環境委員会には川上元会長が担当副理事長であり、永田逸雄元会長のご子息の永田一雄氏が副委員長で、亜鉛部会との繋がりも強い。亜鉛が5ppmから2ppmに規制強化され、5年間の暫定基準があるが、これをクリアできる体制を作っていかなければならない。3価クロメートは発展途上で新しい薬品が続々と出ており、排水処理を含めて研究していかなければいけない。こうした問題に亜鉛部会が活動出来れば素晴らしい会になると思う。みなさんの協力をお願い申しあげる」と挨拶した。

来賓として姫野正弘理事長、大村功作常任顧問理事(前理事長)から部会活動を励ます祝辞があり、太田寿一元会長の乾杯音頭で祝宴に入った。懇親会は川上洋一副理事長の中締めでなごやかに進められた。



東立石地区連合町会

葛飾防災音頭を企画制作

葛飾区東立石地区内を通る「かわばたコミュニティ通り」は、排水路だった新堀川を埋め立てて1987年(S62)に完成し、桜の名所として親しまれて今年20周年を迎えた。

同地区内の八町会で作る東立石地区連合町会(太田夢一会長・太田鍍金工業(株))はこの記念事業として、町に役立ち、末永く受け継がれるものを作ろうと、太田会長の提案により、「葛飾防災音頭」を作ることにした。

作詞・作曲は、地元の歌謡教室経営者、踊りの振り付けも地元の師匠、歌手はプロ顔負けと評判の、太田会長のゴルフ仲間が受け持ち、地域の人材を活かして、企画、制作など約1年をかけて昨年暮れ、CDを完成させた。また、地元有志が踊りの練習を重ねて、今年4月15日、かわばたコミュニティ通りで20周年を記念して行われた「東立石さくらまつり」のなかで、「葛飾防災音頭」がお披露目された。



“一人二人と 知恵を出し 支えて栄える葛飾を
住めば柴又 寅さんと 守ってくれるよ 帝釈天
防災音頭で 輪になって踊りや
地域ぐるみ 街ぐるみ
訓練あれば 憂えなし 備えて安心 掴もうよ
防災葛飾 パワフル葛飾 “

歌詞には、柴又帝釈天や矢切の渡しなど、区内の名所が盛り込まれており、せっかくの良い企画であり、区内全域に広めようと今年1月、区内の全239町会にCDが贈られた。葛飾区防災課も全町会がこの音頭を流してくれれば、防災への関心が高まるのではないかと大きな期待を寄せている。



(東立石さくらまつりのテープカット)

立飲み店「味の笛」



1日の仕事を終えて、同僚、仲間と飲みに行くお店はみないくつかあるが、安く美味しく気軽に立ち寄れるお店を紹介しよう。吉池「味の笛」である。

吉池といえばＪＲ御徒町駅前に本店を構え、総合食品から魚専門店、食品加工、外食事業など幅広く手がける大手流通グループ会社であるが、その一つとしてＪＲ御徒町駅ガード下とＪＲ神田駅ガード下に立飲み店「味の笛」を展開している。立飲みというと雰囲気が悪く敬遠される方もいると思うが、味の笛は雰囲気もよく料理の品数、価格の安さなどで侮れないものがある。おすすめメニューは北海道工場直送の、ほっけの開き、イカー一夜干し、氷下魚一夜干しなどだが、中でもウナギの肝は特筆ものである。

一般に扱っているところは少なく、魚を専門に扱っているから出せるのであろう。また飲み物は立飲みという安酒というイメージがあるが、新潟の地酒もそろえており、少し高いが越乃寒梅、雪中梅など超高級な日本酒をリーズナブルな値段で飲むこともできる。立飲みといってもまさに味で勝負しており、平日の夕方になるとサラリーマンで賑わっている。定休日は神田店が土・日・祭日、御徒町店は日曜で、両店とも駅から１分ほど。



東京都中小企業の５月景況

一連続の改善で13ヶ月ぶりに▲27まで回復—(6月調査) 東京都産業労働局商工部

◎5月の都内中小企業の業況DI(業況が「良い」とした企業割合—「悪い」とした企業割合)は、前月比4ポイント増加の▲27と連続して改善した。前月の改善は前々月の悪化に対する反動増ともいえるが、当月の改善により13ヶ月ぶりに▲27まで回復した。当月と比べた今後3ヶ月(6~8月)の業況見通しDIは、前月比2ポイント増加の▲13であった。▲13の水準まで戻すのは6ヶ月ぶりとなる。ただ、前年同月比の売上高DIは前月比2ポイント減少の▲31と、業況の動きと異なり悪化している。

○都内中小企業の業況DIを業種別にみると、小売業は7ポイント増加の▲45と連続の改善、卸売業も4ポイント増加の▲28と改善した。両業種とも特に「衣料・身の回り品」の改善が目立った。また、製造業(▲18)は5ポイント増加、サービス業(▲21)も2ポイント増加し、4業種全てで改善がみられた。

○当月と比べた今後3ヶ月(6~8月)の業況見通しDIを業種別にみると、前月わずかに悪化したサービス業(▲9)は5ポイント改善した。製造業(▲9)と小売業(▲28)はそれぞれ2ポイント増加と連続して改善した。前月大幅に改善した卸売業(▲9)は横ばいであった。

○前年同月比の売上高DIを業種別にみると、小売業(▲45)は4ポイント増加し4業種中唯一改善した。一方、卸売業(▲31)は連続の悪化であるが、小売業・卸売業の業種区分の中で「衣料・身の回り品」には大幅な改善がみられた。製造業(▲25)は7ポイントの減少となり、前月の改善から転じて大幅な悪化となった。サービス業(▲27)は横ばいである。

足立支部の巻 ～足立区生物園～

足立区保木間に元荻江公園という、樹木が多く、大きな池もある広々とした公園があるが、その敷地内に足立区生物園がある。この生物園は、都市化により失われてゆく自然の生物たちとのふれあいの場として、“いのち”の営み続ける生物たちとの交流を通じて、生命のすばらしさ、尊さを感じ取り、そして自然環境の大切さ、自然との共生について考える、つまり、「ふれあい、いのち、共生」



の3つのテーマを具現化する5つのセクションで成り立っている。その5つのセクションの内訳は、

①出会いの広場 ②観察展示室 ③蝶の温室④足立の自然展示室 ⑤多自然型庭園、放鳥園となっている。

それでは、各セクションについて、まず①の出会いの広場は、荒川上流に生息するヤマメ・イワナ・ニジマスなど約500匹の淡水魚が泳いでいる大水槽などがある。②の観察展示室には、後に述べる温室を舞う蝶を卵から育てる蝶の飼育室などがある。③の蝶の温室には亜熱帯をイメージした温室の中をいろいろな蝶が一年中飛び交っている。さらに、ここにはハイビスカス・パパイヤ・バナナなどの植物がある。④の足立の自然展示室には、数十年前の豊かな水辺環境・田園風景の写真から、都市化した現在の足立ま



での足跡をたどることが出来る。
⑤の多自然型庭園、放鳥園は、世界の野鳥が飛び交っていたり、モルモットなど小動物を実際に抱くことも出来る様になっている。また、小さな池があり、蓮などが生息している。

以上、簡単に施設の説明をしたが、少しだけ注意事項を・・・、各コーナーに説明はあるが、蝶の幼虫や、蛇など苦手な人は、その場所さえ近づかなければ、かなり楽しめるし、そうでない人は、子供はもちろん、大人も勉強になる場所である。読者の皆さんにも一度は訪れていただきたい場所である。
(小島一浩)



足立区生物園 〒121-0064 足立区保木間 2-17-1 電話 3884-5577
入園料 大人 300 円 子供(小・中学生)150 円 (20 名以上で団体割引あり)
開園時間 4～10 月 9:30～17:00 11 月～3 月 9:30～16:30
休園日 月曜(祝日の場合は翌日)
専用駐車場 約 20 台(無料)



「妻の一言」



石川貞行(大田支部)

「行ってきます」

「早く帰ってきてね」

25年ほど前になろうか。結婚して間もないころ、出勤する私に妻が何気なく見送ったときの言葉だった。

その日は会社の飲み会があり、幹事役をおおせつかっている私にとって、とても「早く帰る」ことはできない状況だった。

その日が飲み会であることは妻も重々承知していたので、私の身体を気遣い、飲み過ぎないように注意をくれたはずの言葉であつたろう。

だが、私の頭の中には「早く帰ってきてね」と発せられた言葉だけがグルグルと回り続けていた。

(どうしたら早く帰れるんだ!)

一次会終了と同時に帰れるか? とても無理だ。

「帰る? な〜に言ってんだよ! 二次会! 二次会!」

先輩から言われることは火を見るより明らかだ。

「帰る? そんな事言えるうちは飲みが足らん証拠だ!」

ああしかし、妻と交わした約束が...

いつしか私の頭では見送りの言葉が約束の言葉へと変化していた。

「よしっ!」

私は意を決して飲み会に臨んだ。

(飲みつぶれるしかない!)

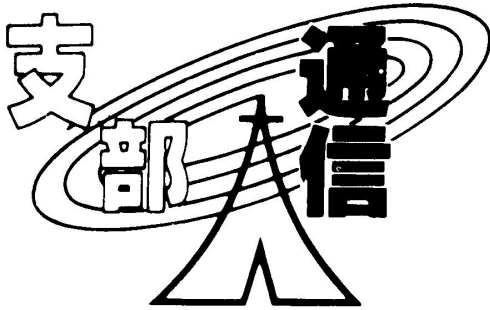
二時間後

私と先輩を乗せたタクシーが自宅前に止まった。私はチャイムを鳴らされ出てきた妻に引き渡され、先輩はそのままタクシーで二次会会場へとむかった。

私は自宅前で今まで我慢していた吐しゃ物を出し、抱きかかえている妻にこう言った。

「早く帰ってきたよ」

以来、どんな飲み会の場合でも妻は決して「早く帰って来い」とは言わない。



■中央支部

6月例会

中央支部（斎藤功支部長）は、6月1日（金）に寿区民館において、支部員19名が出席し、新役員顔合わせを兼ねて6月例会を行った。

石井徹夫副支部長の司会により開会し、冒頭斎藤支部長より「本日はお忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。先月18年度の総会が無事終了した後、支部員の皆さん全員にお会いし

て色々なお話を聞かせていただきました。貴重なご意見をくださり、今後の支部運営に対してとても勉強になりました。本日も来年度支部運営について支部員の皆様から貴重なご意見を伺いたいと思っております。今後もこのようにして例会を通じて支部員の皆様と親睦を計りながら、支部の今後について意見交換を行いたいと思っております。」と開会の挨拶があった。続いて新役員の紹介を行い、今後の支部運営についての意見交換を行った。各支部員からは活発な意見があり、とても充実した例会であった。（鈴木啓之）

支部長	斎藤 功
副支部長	石井 徹夫
副支部長	横井 紀一
副支部長	中村 建輝
会計	間部健一郎
会計	鈴木 保利
会計補佐	横井 紀一
総務	岩本 義仁
総務	鈴木 啓之



■足立支部

公明党区議団に土壤汚染問題で 区政に対して要望

足立支部（細井 碧支部長）は6月27日、足立区役所にて、毎年恒例である公明党足立区議団と懇談会を催し、区政に対する要望事項を提出した。自民党区議団については足立区工業会連合会より前日、支部長が出席し要望書を提出している。出席者は支部より8名、公明党より太田昭宏公明党代表秘書他10名であった。

懇談会では細井支部長より金属価格の高騰で困窮しているめっき業界の現状と土壤汚染の問題を訴えた。ここでは主として土壤汚染の問題について言及した内容を報告する。

あるめっき工場の廃業に伴い立ちはだかる困難な問題

土壤汚染対策法、東京都環境確保条例などによると、めっき工場など化学物質を使用していた履歴のある工場は、廃業に伴い土壤を調査し報告しなければならない。また、汚染が確認された場合、土壤を浄化処理しなければならない。

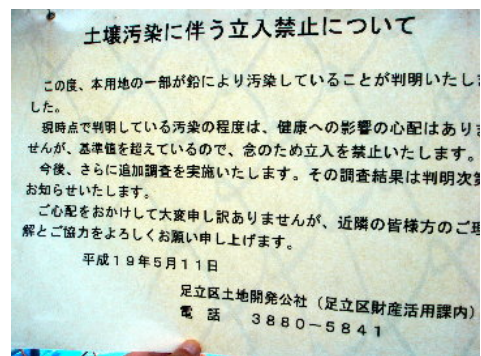
廃業するあるめっき工場では調査の結果、六価クロム、鉛、ホウ素等が基準値を超過し、有害物が付着する施設の撤去、建物の解体、土壤の調査、浄化対策工事等で資産として売却する状態にするために1億円近い費用が発生した。さらに、地下水から汚染が検出され、完全に浄化しても地下水を継続してモニタリングしなければならず、多額の費用をかけても数年間は売却できなくなる可能性がある。

この工場の場合、跡地の売価が対策費用より高価であったため、すべての工事を施すことが可能であったが、多くのめっき工場の場合は対策費用が掛かり経済的負担が大きく、手付かずのまま死地として放置せざるをえないのが現状である。

また、足立区の地盤は3m以下は海域であったため、ホウ素・フッ素については工場の原因ではなく、自然由来の可能性もある。

法律では使用履歴がある場合が対象となっているが、理不尽な話である。ホウ素・フッ素等の地下水汚染が自然由来である証明がされた場合は、モニタリングから除外すべてである。

（土壤汚染問題はめっき工場の跡地だけの問題ではない）



（足立区関原地区 07.6.19）



土壤汚染対策法は汚染された工場跡地の浄化と土地の流動化を目的に施行された。

しかしながら今日では、なにも工場跡地だけでなく、区が行政施設として活用しようとしていた土地からも有害な化学物質が検出され、流動しない土地となってしまった。

土壤汚染対策法は汚染された工場跡地の浄化と土地の流動化を目的に施行された。

しかし、土壤汚染対策法は本来の目的から予想も付かない方向に進展し、区の行政も立ち行かなくなっている。このようなどうにもならない土地が東京 23 区の 2 倍程度ある。環境庁もやっこの重大性に気づいてきた。

足立支部は 5 月 16 日の総会で細井新支部長を選出し、新しい支部役員を決めた。

足立支部役職	氏名	会社名	本部関係役職
顧問	野沢宗市	足立工業(株)	相談役
顧問	瀬田新二	セテック(株)	名誉顧問、総代
顧問	永田吉輝	(株)八神化学工業所	相談役、総代
顧問	小沢栄男	(株)小沢鍍金工業	相談役、総代
相談役	縄田忠治	(有)縄田鍍金工業所	
相談役	磯村 忠	(有)磯村鍍金工業所	
相談役	小島君男	(有)小島鍍金工業所	
相談役	石川和男	足立工業(株)	
	長崎三治	長 円(株)	総代
顧問	永田一雄	(株)梅田鍍金工業所	常任理事
支部長	細井 碧	(有)大出電鍍工業所	支部長理事
副支部長	橋本英雄	(資)橋本鍍金工場	工業会事務局
副支部長	磯村博明	(有)磯村鍍金工業所	環境委員
副支部長	豊田金造	(有)トヨタ電鍍理事、	技能教育委員
副支部長総務	石川芳英	常芳鍍金工業(株)	
総務	橋本 孝	硬栄鍍金工業(株)	
会計	内山 昇	(有)内山鍍金工業所	
会計	松井直巳	硬化クローム工業(株)	
会計監査	菊池浩司	(有)小室鍍金工業所	
会計監査	野沢宗司	足立工業(株)	
第一部長	小島一浩	(有)小島鍍金工業所	広報委員
第二部長	石川芳英	常芳鍍金工業(株)	
第三部長	金子嘉正	(有)金子メッキ	
第四部長	永田一雄	(株)梅田鍍金工業所	
第五部長	磯村博明	(有)磯村鍍金工業所	
第六部長	本郷 優	本郷鍍金工業(株)	
第七部長	石川 操	石川鍍金(株)	
第八部長	瀬古 奨	(有)瀬古鍍金工業所	
第九部長	松井直巳	硬化クローム工業(株)	
第十部長	鈴木義久	鈴木鍍金工業(株)	
鍍友会会長	橋本 丈	(資)橋本鍍金工場	
連合青年部会長	高橋利男	(有)高橋鍍金工業所	
	永田吉輝	(株)八神化学工業所	健保組合理事
	小沢栄男	(株)小沢鍍金工業	健保組合代議員
	石川和男	足立工業(株)	厚生年金基金理事
	細井 碧	(有)大出電鍍工業所	厚生年金基金代議員

■ 連合青年部会

地震災害時における対応等講習

連合青年部会(高橋利男会長)は6月14日(木)午後7時から湯島のめっきセンターで講習会を開催した。講師は下水道局施設管理部排水設備課広域監視担当課長の野中時雄氏、技術指導係主任の石井健一氏で「めっき業界のための地震災害時における対応と対処について」パワーポイントを用いて2時間講演、青年部会員、組合員55名が聴講した。

講演は、首都直下型地震の被害予想から始まり、①下水道法の改正と水質事故、②事業場における水質事故対応の要点、③水質事故事例の項目で進められた。

講演から「災害に備えてハザードマップの作成」を紹介する。

事前対策

(1)法(§12の9)における事故時の措置に係る内容の周知

- ・応急措置を講じなければならない。

- ・公共下水道管理者に届けなければならない。

(2)事業場内の水質事故時の体制整備

- ・公共下水道管理者警察、消防、その他関係機関と事業場間の連絡体制。

- ・応急措置方法等。

(3)ハザードマップの作成等。

- ・敷地内(施設内)の



有害物質及び油の種類、量、場所及び保管方法。

- ・特定施設を含む設備全体(電気系・配管系等)の総点検等の実施。

(4)耐震診断、耐震改修工事等。

- ・必要に応じて実施し、自然災害に備える。

事業場内ハザードマップの作成①

事業場全体のレイアウトに以下の地点を明記する。

- ・特定施設、工程排水経路。

- ・排水処理施設及び下水道への放流口。



- ・酸性やアルカリ性の工程水を貯留している槽。
- ・シアン化合物やその他有害物質を貯留している槽。
- ・有機塩素系化合物を使用している場所。
- ・事業場薬品を保管している場所。
- ・ボイラー、加熱炉等に使用する液体燃料槽。
- ・排水処理用薬品槽。
- ・水質事故に対処するための薬品や使用機材等の保管場所。

事業場内ハザードマップの作成②

ハード面のチェック

- ・液体を保管している場合には、その全量が流出したとしても、その場で流出を食い止められる防液堤又は地下ピットを有しているか。
- ・地下浸透性のある有機塩素系化合物を取り扱う場所においては、漏洩に対し、床面構造が耐浸透性のライニングが施されているか、及び防液堤を有しているか。
- ・薬品や工程水が混触したときに発生する事態を想定して、必要な混触防止策がとられているか。
- ・バルブの開閉表示をしているか。
- ・水質事故時に対処するための必要な薬品や使用機材が用意されているか（例：ウエス、土嚢、中和剤、活性炭、水中ポンプ、予備槽、バケツ、ホース、排風機等）
- ・事業場内緊急連絡体制を示した掲示物があるか。

事業場内ハザードマップの作成③

ソフト面のチェック

- ・緊急連絡体制が整っているか。
- ・事故時の対応マニュアルが作成されているか。

- ・ハザードマップ、緊急連絡体制、事故時の対応マニュアル等が、関係者に充分周知されているか。

事業場水質事故時の対応

事故により施設から、有害物質、油が流出した場合、以下の点に留意する必要がある。

- ・自らの身の安全を確保。
- ・施設・作業の停止等による被害拡大防止（停止することにより、被害が拡大する場合は除く）
- ・関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡。

防止措置(施設の設置例)

めっき槽などから薬液が漏洩した場合、事業場外への流出及び地下への浸透の拡大を防止する措置を講じるとともに、日常点検が容易な構造とする。

作業開始前後にバルブ類・ろ過器・配管等の点検を行うとともに、定期的なめっき槽等の漏洩の点検を行い、発見した場合、直ちに機器類を停止し、補修する。

めっき槽等は、漏洩の確認ができるよう床から離して設置する。

めっき槽が破損した場合、めっき液がすべて流出する可能性がある。従って、使用する槽の薬液の全量を受けられる容積をもつ受け皿、防液堤等が必要である。

『中国語』これはなにかな？

承 春先

胶卷(jiao juan)

「胶卷」は中国語で jiao juan と読みます。これは何？という質問が出ると思います。答えはフィルムのことです。

英語で言う F I L M は中国語では「胶卷」と訳されました。これは「薄い膜状のもの」または「セルロイドなどに感光乳剤をぬった写真感光材料」と辞書に書かれています。このようなものは中国語で「胶」といいますが、ゴムの木の乳液を指し、転じて「にかわ」の意味もします。「胶」は日本語で「膠」と書きます。

そして、写真用フィルムでも、映画用フィルムでもこの類のものは殆ど巻かれている状態になっているので、「胶」と合わせて、「胶卷」と読んでいます。

前号の「底片」もネガ・フィルムのことを指しましたが、両者の区別は、写真、或は映画撮影に使った、撮ったフィルムを「底片」と呼び、まだ使っていない未使用のフィルムを「胶卷」と呼びます。

編集後記

中国など新興国の旺盛な需要増を背景にニッケル、銅などが高騰し、めっき業界始め国内の産業に大きな影響を与えているが、ニッケル以外のレアメタルでは高騰ばかりでなく、入手困難な状況となって需要業界が困惑していると過日のクローズアップ現代で取り上げていた。

主なレアメタルの価格上昇率（07 年 3 月時点の 02 年 3 月との比較）はニッケル 7.1 倍、タングステン 4.7 倍、コバルト 4.4 倍、モリブデン 6.0 倍、マンガン 2.1 倍、バナジウム 6.2 倍、クロム 2.3 倍、プラチナ 2.4 倍、インジウム 8.5 倍、ネオジム 4.3 倍、ジスプロシウム 3.2 倍（日経 07.6.12）

この中で携帯電話に使われるネオジム、液晶パネルに使われるインジウムなどのレアメタルは日本のハイテクの電子機器に使われ、日本の先端技術になくてはならない金属であるが、価格高騰ばかりでなく入手

が難しくなっているという。この産出国の中国が国内消費の拡大とともに、これまでの外貨獲得のための輸出奨励から資源保護に大転換したことが大きいという。一国に資源を頼っていたことが資源を持たない国にとって如何に弱い立場にあるかを浮き彫りにしている。

広報 7 月号

印刷 平成 19 年 7 月 15 日

発行 平成 19 年 7 月 20 日

（毎月 1 回 20 日発行 第 41 巻第 2 号）

発行所 東京都鍍金工業組合

〒113- 東京鍍金公害防止協同組合

0034 東京都文京区湯島 1-11-10

Tel 03(3814)5621 FAX03(3816)6166

発行責任者 姫野 正弘

編集責任者 山田英佐夫

印刷 スザキ企画 Tel 047(338)1222

〒272-0802 市川市柏井町 2-1419-4

定 価 500 円